



● **制度を定着するために**

制度の定着には、地域の協力が不可欠です。その有効手段として、市は登録申請のあった方々の要援護者名簿を作成し、町内会・自治会及び民生委員児童委員へ情報を提供し、災害時の避難支援活動に役立てます。(なお、名簿に登録された情報につ

いては個人情報保護の観点を十分尊重します。)

地域のみなさんが安全・安心で暮らせるようお互いに協力しましょう。

● **申込み・お問い合わせ**

北秋田市健康福祉部  
福祉課 地域福祉班  
☎ 62-8001

# お互いに助け合う支援体制づくり

## 災害時要援護者避難支援制度

北秋田市では、一人暮らしの高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な要援護者に対して、災害時に安全に避難したり、円滑な救助活動を受けることができるように、地域において避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を平成19年11月から実施しています。

### 対象となる方 (要援護者)

- 次のいずれかに該当し、自力で避難するのが困難な方で、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した、在宅の人が対象となります。
- ① 65歳以上の方 (一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方)
  - ② 介護保険要介護認定者 (要介護3以上)
  - ③ 身体障がい者 (身体障害者手帳1・2級)
  - ④ 知的障がい者 (療育手帳A・B判定)
  - ⑤ 精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳1・2級)
  - ⑥ その他市長が特に認める者
- ※同居人による支援等を受けることができる方、施設入居者は、対象外となります。

### 支援を受けるために

- ① 支援を受けるためには、事前に『登録申請書』を記入し、市福祉課へ提出していただきます。
- ② 登録申請書は、福祉課、各窓口

### 避難を支援する人 (避難支援者)

避難支援者とは、災害発生時や発生が予想される場合に、要援護者の支援を行う近隣住民の方のことです。主な支援内容としては、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導等になります。

なお、災害時は支援者も被災することがありますので、支援者にはできる範囲での支援をお願いするものであり、責任を伴うものではありません。

### 効果的に運用するために

この制度は、要援護者を地域の中で見守り、災害発生時や災害の発生が予想される場合には、避難支援者や地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという『共助の精神』に基づく地域活動です。お互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。

### 【要援護者の方へ】



災害はいつ起こるかわからず、支援者も被災する恐れがあることから、申請・登録したからといって、災害の状況によっては必ず支援を受けられるとは限りません。支援される方自身も、『自分の身は自分で守る(自助)』という意識を持って、普段から支援者など周囲も方と積極的にコミュニケーションをとるよう心がけてください。



ンターのほか、各地区民生委員児童委員にもお渡ししています。

③ 本人が申請できない場合は、家族や町内会・自治会、民生委員児童委員を通じての代理申請も可能です。

## 熱中症に気をつけましょう

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内調整機能が壊れて発症します。電力不足の中で節電も勧められていますが、適切な環境づくりでこの夏を乗り切りましょう！

### 予防対策

#### 水分・塩分補給

のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分を補給しましょう。(高齢者の方などは喉の渇きを感じにくいことがあります)



#### 室内環境

扇風機やエアコンを使い温度調整をしましょう。こまめに換気をしたり、室温を確認しましょう。



#### 服装などの工夫

通気性の良い、吸湿・速乾の衣服を選びましょう。外出時は帽子や日傘を着用し、日陰を利用しましょう。



#### 日常の健康管理

睡眠不足、飲酒、体調不良(発熱・下痢など)は熱中症に影響を与える恐れがありますので注意しましょう。



### 熱中症の症状

**I 度**  
めまいやたちくらみ  
筋肉痛  
大量の発汗

**II 度**  
頭痛・気分の不快  
吐き気・おう吐  
倦怠感・虚脱感

**III 度**  
意識障害・けいれん  
手足の神経障害  
高体温

